

令和 7年外部監査報告第 1号関係分（令和 7年 2月18日報告）

会計室、防災危機管理局、総務局、財政局、スポーツ市民局、経済局、観光文化交流局、環境局、健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局、緑政土木局、千種区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区、緑区、名東区、天白区、監査事務局、教育委員会事務局、消防局、上下水道局、交通局

（令和 7年 8月31日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
3-2	ジャパンオープンジュニアテニス選手権大会補助金 【過去の監査結果（平成16年度）】 当該交付要綱第 6によると、「事業者は、補助事業の完了後すみやかに、事業報告書」等を提出しなければならないと定められている。しかし、平成15年度では、大会の終了日（4月13日）と事業報告書提出日（6月26日）との間には、約 2.5ヶ月の期間があり、要綱の定め（「すみやかに」）から判断すると長期を要しているものと判断される。なぜなら、平成13・14年度では、ともに 5月下旬に事業報告書が提出されており、その期間は、約 1.5ヶ月であったからである。（なお、各種農林畜水産関係の補助の場合には、「名古屋市農林畜水産関係事業補助金交付要綱」において、「事業の完了の日から起算して20日を経過した日」までに実績報告書を市長に提出しなければならないとされている（当該要綱第 8）。）この点に関して、担当課は、主催者に対し幾度か催促したにもかかわらず提出が遅延したということであった。 事業完了から提出までの期間に明確な期限を設けることにより、適正な事業報告書をすみやかに入手し、補助金交付事務の安定的実施を確保されるべきである。 【措置状況】	令和 7年 2月28日に事業者に対して、提出期限の遵守に係る指導及び期限内に報告書が提出されない場合の補助金の返還措置について通知することで、再発防止を図りました。 また、令和 7年 3月21日に事業者から提出期限を遵守する旨の文書を受領しました。 （スポーツ市民局スポーツ振興課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	要綱の一部改正を行い、「大会終了後 2ヶ月以内」とした（平成17年 4月 1日施行）。 【令和 6年度監査結果】 改正された東山公園テニスセンター関係事業補助金交付要綱では、第 6条において、「事業者は、大会終了後 2ヶ月以内に、事業報告書（様式第 2号）に収支清算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない」と規定された。そこで、令和 5年度の事業報告書を確認したところ、事業完了日が令和 5年10月 22日、提出年月日が令和 6年 1月22日と記載されていた。 提出期限が設けられたことは指摘に対する措置といえるが、その提出期限が守られていない。 適切な補助金事務執行のため、当該要綱にしたがって、事業者への指導を徹底し、期限内に事業報告書を提出させるよう改善すべきである。 （スポーツ市民局スポーツ振興課）		
5-1	国際センターの指定管理 【過去の監査結果（平成26年度）】 指定管理者は、委託先の日常点検の内容を確認しその証跡を残す必要がある。 また、日常点検等で異常が検出された場合は、その具体的内容と対応を協議し、即時対応が必要でない場合であっても、判断根拠を文書化しておく必要がある。 【措置状況】 日常点検表は、国際センターの総務課長と庶務係長が確認し、検印欄に押印するよう改善しました。（平成27年 4月から実施）	ご指摘を踏まえ、設備点検事業者からの不備指摘箇所と優先順位、対応方針等を管理する別棟ホール設備等点検結果対応状況一覧表を作成しました。 今後も別棟ホール設備等点検結果対応一覧表の更新を継続して管理し、優先順位の高いものから順次対応をしてまいります。 （観光文化交流局国際交流課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	異常が検出された場合は、点検業者に内容を確認し、優先順位、予算を勘案しながら、実施時期等を記載した日程表を作成し、順次対応していきます。 【令和 6年度監査結果】 委託業者は週に 1回日常点検を実施し、その結果を記載した日常点検表を作成しているが、設備の不備等があった場合には、委託業者から口頭にて報告を受け、緊急性が高いものについては迅速な対応に努めているとのことである。 しかし、実施時期等を記載した日程表などは作成されておらず、対応策などを協議した書類も作成されていない。 後日、対応方法が適切であったかなどを検証できるようにするためにも、委託業者の報告から対応策の実施まで、その内容や判断基準を書類として作成すべきである。 （観光文化交流局国際交流課）		
5-3	老朽施設の耐震対策・修繕 【過去の監査結果（平成23年度）】 短歌会館の再整備について 名古屋市においては、平成 7年12月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」をうけて、順次耐震診断を行ってきた。その中で、短歌会館の建物については評価Ⅱ - 1となり、耐震対策の検討が必要な建物と判断された。全面的な改良には多額のコストがかかることが想定されるが、利用者負担やその他施設利用以外の収入の確保等に努め、施設としての快適性を向上させるよう努める必要がある。 【措置状況】 できるだけ早い時期に耐震対策を実	短歌会館については、寄贈を受けた土地・建物であり、青木穠子氏およびご親族の意向を尊重しつつ、平成23年度に短歌会館の存続を求める請願が採択された経緯から、市としても現位置での施設の存続が第一であると考えています。 当該施設の周辺地域において民間再開発事業の動きが活発化していることから、当該施設を含む錦二丁目13番街区においても民間再開発事業に備え、令和 6年度に短歌会館再整備検討調査を実施しました。 施設としましては、開館60年が経過し、耐震対策工事など施設の老朽化への対応が喫緊の課題でございます。 再開発後のビルに新たな短歌会館を整備することで、施設を存続させつつ、老朽化の課題も解決できるため、民間再開発事業の動向を注視しながら、現	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	施したいと考えており、それに併せて空調設備等の改修についても検討したいと考えております。文化振興室では、文化振興事業積立基金を設置し、市民からの寄付を積み立てて文化事業に活用しているところですが、ご意見にある施設利用者からの募金等による収入確保に関しましては、本市全体での方策を踏まえて、今後、関係部署と協議を行っていきます。 日常的なところは指定管理者において修繕しているものの、耐震対策は行っていないとのことであった。 今後の再整備については、令和 6年度における施策として短歌会館の再整備検討調査が予定されていることから、当該調査結果等を踏まえて検討することであった。 【過去の監査結果（平成26年度）】 短歌会館の修繕・耐震化 施設の存続が決定された後も、現在まで、施設を安全・円滑に運営するために必要な耐震化や修繕が行われていない。 施設の存続が決定された以上は、安全に運営するために必要な修繕は速やかに実施するべきである。 【措置状況】 平成27年度においては、動作が不安定で施設の円滑な運営に支障をきたす可能性のあった空調設備につき、全系統の機器取替工事を実施しました（H27.10.30に工事完了）。今後も必要な措置をすみやかに実施できるよう、予算措置と併せて、継続的に取り組んでまいります。 【令和 6年度監査結果】 平成30年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで、ホームックス株式会社が指	状の短歌会館の機能や面積を確保できるよう調整していきたいと考えております。 （観光文化交流局文化芸術推進課）	

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	定管理者となっている。 この点、平成29年 6月付名古屋市短歌会館指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は建築物保全業務としての日常点検を行うことになる。 他方、上記仕様書に記載されていない耐震化や修繕工事については市が行うこととなる。 ヒアリングでは、令和 6年度における施策として短歌会館の再整備検討調査が予定されているとのことであった。当該検討調査では、①短歌会館の現状の課題整理、②他都市の類似施設の調査及び③有識者会議の開催等が予定されているようである。 この調査を踏まえて、短歌会館の再整備等につき、更なる方針を策定する予定であるとのことであった。 昭和39年に建てられた建物であり、平成23年時の耐震対策についての意見から約13年、平成26年の必要な耐震化や修繕についての指摘から約10年経過した現在も、耐震対策を施さないまま施設が運営されている。 そのため、当該施設を存続させると判断した場合には、安全に運営するために必要な修繕は速やかに実施すべきである。 （観光文化交流局文化芸術推進課）		
6-1	実地棚卸の実施 【過去の監査結果（平成17年度）】 各工場では、設備用の保全用部品を多数保有している。これらの保全用部品は工場の稼動に重要な影響を与えるものであること、また、単価も高額なものが含まれることから判断すると、「市収入役が指定する消耗品」の「その他物品管理者が必要と認める消耗品」に該当するものと解釈することが必要である。したがって、このような保全用部品の整理等には相当の期間を要す	本件は、平成19年 5月31日から運用を開始した在庫管理システムの継続的な運用及び定期的な棚卸しが、工場職員の異動に伴い十分に周知徹底されていなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、今後、全工場において部品出庫時についても出納簿へ確実に記録し、出納簿に記載した主要な保全用部品については定期的な実地棚卸しを行い、適切な在庫管理に努めてまいります。 また、職員が異動した場合にも継続的な運用ができるよう、全工場で統一された新たな在庫管理システムの導入	対応中

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	るものと考えられるが、保全用部品についても出納簿を作成するよう検討されたい。ただし、現在の規則等に定める出納簿の様式は、原則として種類ごとに一枚ずつ作成するものになっているが、工場ごとに 1,000種類以上ある保全用部品については、現場業務の実態をも加味して、より効率的な出納簿の様式を検討されることを要望する。 また、各工場においては、保全用部品の棚卸しが実施されていない。保全用部品について、何をどれだけ保有し、どこに保管しているかを的確に把握することは、故障等に適時に対応し設備の稼働率を維持する上でも重要であり、また、不要な在庫を発生させないためにも必要である。 以上のことから、棚卸しを行うことは、受払記録の不備を補正するとともに、工場内での保管場所を移動した場合であっても、その新しい保管場所を適切に把握することなどが可能になり、部品管理業務や設備の効率的な稼働に大きく寄与するものと考えられる。 【措置状況】 全工場とも棚卸し及び在庫管理システムへの入力等を完了し、平成19年 5月31日から電子システムにより在庫管理の運用を開始した。 【令和 6年度監査結果】 それぞれの工場にて表計算ソフトやデータベースソフトで在庫管理をしている。購入時の受入処理については概ね記録されているようだが、出庫管理については、登録が行き届いていないようにも思えるほど記録が少ない工場があった。物品数が多く出入りの都度把握していることから、実地棚卸（データ上の記録と現物との照合）は行っていないとのことである。 保全用部品の管理については、受入記録だけでなく払出記録も確実に把握	を検討してまいります。 (環境局工場課)	

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	することが必要である。指摘に対する措置としては、システムによる帳簿上の棚卸だけでなく、定期的に実地棚卸を実施するべきである。 (環境局工場課)		
7-2	介護保険料の分納中の延滞金について 【過去の監査結果（令和元年度）】 名古屋市介護保険条例第14条では、納期限後に納付する場合には、年7.3%の割合の延滞金を納付しなければならず、特別の理由があると認めるときに限り、延滞金を減免することができることされており、マニュアルにおいても正規の延滞金減免の手続を経ずして、延滞金を減免することはできないと明記されているが、分納中に発生した延滞金について、一律請求しない扱いをしている区があり、名古屋市介護保険条例等に反する運用を行っている。従って、中村区、昭和区、瑞穂区、熱田区、名東区、天白区におかれては、分納中に発生した延滞金を請求されたい。 【措置状況】 分納中に発生する延滞金については、既にマニュアルに記載しているところですが、区職員への一層の周知が必要であることから、令和2年4月22日に実施した介護保険業務別研修及び令和2年6月6日に実施した介護保険料滞納整理研修にて改めて延滞金の請求を行うよう周知しました。 (健康福祉局介護保険課) 本件については、分納中の延滞金に係る取り扱いについて周知・徹底されていなかったことが原因であったことから、令和元年12月の係会において、分納中の延滞金について、名古屋市介護保険条例等に基づく運用を周知・徹底いたしました。(中村区福祉課)	今回の指摘を受け、区役所巡回の際に介護保険課からの指導にしたがって運用されているか、延滞金の徴収状況について確認を行ったところ、各区ともに保険料と同様にすべきものと認識しており、適正に徴収されていることを確認しました。 今後も適切な債権管理に向けて継続的に指導してまいります。 (健康福祉局介護保険課)	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	本件は、延滞金減免に関する手続きについての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、改めて関係法令等の確認を行い、分納中に発生した延滞金についても請求すること及び延滞金減免の際には正規の手続きを経ることを周知徹底しました。 (昭和区福祉課) 本件は、滞納者から分納の申し出を受けた際、納付誓約書の徴収及び延滞金の説明がされていなかった事が原因です。今回の指摘を受け、窓口折衝の際に、延滞金について説明し、分納中に発生した延滞金についても、元の未納分の納付終了後には請求する旨を伝えています。また、未納期間が少ない分納の場合、ひと月ずつの未納保険料に延滞金を加算して請求するケースもあります。 (瑞穂区福祉課) 本件は、滞納者から分割納付を受付した際、納付誓約書の徴収、延滞金の説明がされていなかった事が原因であったことから、指摘以降直ちに分割納付を受付した場合は納付誓約書の徴収、延滞金の説明を行うことで延滞金の請求をするようにしました。 (熱田区福祉課) 分納誓約者の延滞金については、本料の徴収に重点を置いていたため、延滞金の扱いが不明確になっていましたが、令和 2年 2月以降分納誓約時に滞納者に延滞金の説明を行い、適切に延滞金も請求するようにしています。 (名東区福祉課) 本件については、保険料滞納者に対する延滞金の請求についての職員の認識不足により監査での指摘となったものです。監査以降、所属内で意思統一を図り、分納者に対しては保険料完納後に一括で延滞金を取るなど、適切な請求を行っています。また、分納約束		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	者と交わす納付誓約書には延滞金請求の旨を補記するなど、滞納者への意識付けも行っております。結果、介護保険料の区別延滞金の収入済件数・金額ともに他区と比較しても改善は図られている傾向にあります。さらに、延滞金減免対象者に対しては正規の減免手続きを取り、適切な減免措置を行っています。（天白区福祉課） 【令和 6年度監査結果】 令和 4年にシステムを改修したため、分割納付でも延滞金を回収できるようになったとのことである。 また、令和 6年 4月26日に実施された研修において配布された資料のうち、延滞金に関する章においても、その請求や延滞金の減免手続について記載があるところである。また、令和 6年 6月10日に実施された研修において配布された資料のうち納付誓約に関する章においても記載されているところである。 上記のような対応により、各区における延滞金の収入については増加しているとのことであったが、全ての延滞金を徴収しているのかは把握できていないとのことであった。 名古屋市介護保険条例第14条では、「普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 1,000円以上であるときは当該金額（100円未満の端数は、切り捨てる。）に年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。」と記載されている以上、延滞金を徴収しなければならないのであるから、課においては、各区に存する延滞金につき、徴収状況等を把握し、1件でも適切な債権管理が実施されてい		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	ない事例が発見された際には、再度指導をすべきである。 (健康福祉局介護保険課)		
7-3	介護保険料の相続人への請求について 【過去の監査結果（令和元年度）】 介護保険法第 143 条（地方税法第 9 条準用）においては、滞納者の相続人は、被相続人の滞納分を納付する義務があり、区としても当然請求する必要がある。ところが、その前提となる相続人調査が十分行われていない区が多数ある。相続人に対する請求についての認識が十分でない区も多数あることから、健康福祉局介護保険課からも、相続人調査をして、相続人に対する請求を行うよう指導することが必要である。 【措置状況】 相続人への請求については、既にマニュアルに記載しているところですが、区職員への一層の周知が必要であることから、令和 2 年 4 月 22 日に実施した介護保険業務別研修にて改めて相続人に対する請求を行うよう周知しました。 【令和 6 年度監査結果】 ヒアリングでは、相続人への請求をしていることや相続人調査をしているかを把握しておらず、個々のケースは把握していないとのことであった。 区によって対応にばらつきがあったところ、適切な債権管理を行うためには、健康福祉局介護保険課から各区に対して指導にしたがって運用されているかを確認すべきであり、1 件でも未対応の区が存するのであれば、再び指導すべきである。 (健康福祉局介護保険課)	本件については、すでにマニュアル等で各区への周知を図っているところですが、今回の指摘を受け、より一層の事務処理適正化を図るとともに各区の処理状況を把握するため、令和 7 年 6 月に各区に対し通知を発出し、一定額以上の未納保険料があるすべての死亡被保険者について、相続人調査及び納付催告を実施し、令和 7 年 9 月末までに局に対し実施結果を報告するよう求めたところです。報告の結果、未対応の区があれば、再度指導してまいります。 今後も、毎年度同様の取組みを実施し、漏れなく相続人への請求を行ってまいります。 (健康福祉局介護保険課)	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
7-4	名古屋市食品国民健康保険組合保健事業実施補助金 【過去の監査結果（平成24年度）】 名古屋市食品国保組合助成事業は、廃止するべきである。 【措置状況】 平成25年 7月に設置した「名古屋市食品国民健康保険組合に対する助成のあり方検討委員会」において、助成のあり方について検討を行っているところです。平成25年 8月23日第 1回開催、平成25年10月29日第 2回開催、平成25年12月19日第 3回開催、平成26年 1月21日第 4回開催予定 【令和 6年度監査結果】 名古屋市食品国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、国民健康保険法に基づき、被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする組合である。 組合員の範囲は、愛知県内の事業所において食品等事業者の事業に従事する者で、愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県の区域内の市町村内に住所を有する者とされている。 市は、平成24年度監査当時、組合に対し、名古屋市食品国民健康保険組合補助要綱に基づき、保険給付費と保健事業費に対して補助金を交付していた。平成23年度は、保険給付費補助金 26,297,810円、保健事業費 7,906,287円であった。 市は、平成25年 8月から検討を始め、平成27年度に名古屋市食品国民健康保険組合保健事業実施補助要綱へ改正して、組合の実施する保健事業のうち特定健康診査等の実施に要する経費についてのみ補助金を交付するようにし、平成29年度をもって保険給付費補助を廃止した。 同交付要綱では、補助対象経費は、	本件は、平成24年度包括外部監査の指摘を受けて、助成のあり方について検討を行い、名古屋市食品国民健康保険組合保健事業実施補助要綱（以下、要綱という。）へ改正して、組合の実施する保健事業のうち特定健康診査等の実施に要する経費についてのみ補助金を交付するようにし、平成29年度をもって保険給付費補助を廃止しました。 しかし改正後の要綱において、補助金額の上限が設けられておらず、予算の範囲内と定められていたことが原因です。 今回の指摘を受け、令和 7年 4月 1日付で要綱を改正し、「補助金額は事業経費と予算と比較して低い方の金額とする」点、「若年者健診の単価は市の事業単価を上限とする」点及び補助の対象とする経費を要綱上に明文化しました。（健康福祉局保険年金課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	(1)当該年度に支出した（1月から3月にあつては、支出する見込みである）特定健康診査等の事務に従事する職員の給与及び賞与の支給総額と(2)市内在住被保険者に係る特定健康診査等の実施率向上を図る事業（組合の実情に沿った効果的なものとして市長が必要と認めたものに限る。）に要した費用とされ、補助金額は、(1)と(2)の合算額で、予算の範囲内とされている。 令和5年度は、以下のとおり補助金を交付した。 組合から、特定健康診査等の事務に従事する職員の給与及び賞与の支給総額として職員1名の給与4,070,280円と、本年度名古屋市食品国保保健事業費交付上限額として3,000,000円を比較して少ないほうである3,000,000円の交付申請があり、3,000,000円の交付決定をし、同額を確定交付した。 組合から、特定健康診査等の実施率向上事業に要する額として2,277,888円と、本年度名古屋市食品国保保健事業費交付上限額として4,456,000円を比較して少ないほうである2,277,888円の交付申請があり、2,277,888円の交付決定をし、1,490,937円を確定交付した。 特定健康診査等の実施率向上事業に要する額は、組合が20歳から39歳までの被保険者に健康診査の必要性の啓発と受診案内を個別通知し、受診を勧奨するための郵送代260,165円、封筒代28,098円、印刷及び封入代204,854円の合計493,117円のうち被保険者のうち名古屋市内在住者分である272,151円と、組合が生活習慣病健診と人間ドックを受診した被保険者に健診費用を助成する現物給付（生活習慣病健診は10,080円、人間ドックは16,000円）について、交付申請後である11月から3月までの間における受診者数142人に8,583円（名古屋市特定健康診査の実施項目について医科点数表を参考に市と協議した金額）を乗じた額である1,218,786円の合計である。		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	本補助金の交付決定額は、人件費 3,000,000円及び事業費 1,490,937円の合計 4,490,937円であるところ、組合の令和 5年度決算（見込）書によれば、人件費は総務費 220,000,000円の約 1.3%であり、事業費は保健事業費 60,000,000円の約 2.4%であった。また、組合の令和 5年度決算（見込）書によれば、令和 5年度の収支差引残額は 187,413,912円であった。 組合が補助対象事業として行った勸奨件数と若年者健診の受診者数は、次のとおりであった。 （表 略） 組合全体における特定健康診査の受診率は、令和 4年度が29.7%、令和 5年度が30.5%であった。 交付要綱において、補助金額の上限を設けることなく予算の範囲内と定めるのは適切ではない。補助の必要性和有効性を具体的に検討した上で、適切な補助範囲と上限額を交付要綱に定めるべきである。 （健康福祉局保険年金課）		
7-5	名古屋市高齢者はつつ長寿推進事業実施委託 【過去の監査結果（平成22年度）】 翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではない。 【措置状況】 委託備品の購入については、事業執行上必要が生じたときに購入することとし、当該年度に使用することができないと見込まれる年度末にまとめて購入しないよう指導しました。 【令和 6年度監査結果】 市は、平成18年10月 1日より、「名	本件は、指摘事項の注意喚起を口頭で行っていたため、一部の委託業者の認識が不足していたことが原因です。 今回の指摘を受け、受託法人に対し、令和 6年12月 9日に事務連絡文書により指導しました。また、備品を適正な時期に購入していることの確認欄を事業の実施状況点検表に新たに加えるとともに、令和 6年12月17日に点検依頼を行いました。 今後も定期的な注意喚起と点検依頼を実施してまいります。 （健康福祉局高齢福祉課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業」（以下「本事業」という。）を委託により実施している。本事業の実施要領第 2 条によれば、本事業は、介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図ることを目的とするものである。事業内容は、次のとおりである（実施要領第 7 条）。 (1) 介護予防普及啓発事業 ア 健康増進活動 イ 介護予防に資するレクリエーション ウ その他介護予防に資する活動 (2) 地域介護予防活動支援事業 ア 自主活動又は地域活動の情報提供 イ 仲間づくりの機会提供 ウ 自主活動又は地域活動グループの立ち上げに関する支援 エ その他介護予防活動に必要な支援 本事業は、地域のコミュニティーセンター、その他事業の実施に適切な会場で実施するものとされ、会場は、原則として中学校区ごとに 1 か所以上設置することとなるように、中川区及び緑区においては 16 か所、その他の区においては 8 か所設置しなければならないとされている。事業の実施回数は、1 会場あたり原則週 1 回とし、1 回あたりの実施時間は 2 時間とされている（実施要領第 8 条、第 9 条）。 委託料については、受託事業に必要な経費についての受託者からの提案額の範囲内で事業委託契約により定めるとされ、次の金額が契約上限額とされている（受託法人募集要項 16）。 （表 略） 委託料は、概算払いで支払われ、毎年度終了後に精算を行い、精算残金があるときは返納することとされている（受託法人募集要項 16）。 令和 4 年度において、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間の業務委託について受託法人を募集したところ、16 区全てにおいて、各区		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	の社会福祉協議会のみが応募し、受託した。委託料は、いずれの区についても、契約上限額である。 市は、受託法人が取得した物品について、物品関係内訳書において管理している。物品関係内訳書によれば、平成23年度以降において各受託法人が取得した物品の受入年月日は、次のとおりであり、3月の購入件数が19件と突出しているだけでなく、そのうち11件が3月31日に購入されるなど、翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではないとの監査の結果に従った是正がなされていない蓋然性が高い。 （表 略） 措置状況にある指導というのが具体的にどのような指導を行ったのかは資料が残っておらず不明であった。現在は、口頭で指導しているとのことであった。 翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではないことについて、文書で指導監督をすることはもちろんのこと、精算の際にそのような事実が確認された場合は、当該購入にかかる支出を否認して、委託料の返還をさせるべきである。 （健康福祉局高齢福祉課）		
8-1	特殊勤務手当について 【過去の監査結果（平成18年度）】 園児のクラス担任者など主として障害児保育の業務に従事する職員のみ特殊勤務手当を支給すべきである。また、潜在的に障害児保育対象児として認定を受ける可能性のある3歳未満児の保育など、精神的・肉体的負担の大きな業務に対しても手当を支給するという事であれば、当該業務についても別途特殊勤務手当の支給要件として規定化しておく必要がある。	障害児保育（統合保育）は、障害のある児童と障害のない児童を同じ環境下で保育することを指しており、児童全体を障害児保育の対象としております。そのため、障害児が一人でも在籍する園の職員は、特殊勤務手当の対象としておりました。 今回の指摘を受け、改めて障害児の利用状況や職種毎の関わりを確認しております。障害児保育の理念を引き続き前提としながら、実態に即した支給となるよう運用の見直しを検討してまいります。 （子ども青少年局保育運営課）	対応中

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	【措置状況】 特殊勤務手当の根拠については、制度を所管している関係局により、平成22年 3月30日付で規則が改正され、「保育園における障害児保育を行う保育士、保育員、看護師、又は准看護師の業務」に対して福祉業務手当を支給することとし、平成22年 4月 1日より施行されているところです。 なお、ここでいう「障害児保育」とは、名古屋市障害児保育指導委員会により障害児保育の対象であると認定された児童及び園長が行動等から判断して、認定児と同程度の心身の障害を有すると認める児童（以下、「認定児等」という。）の保育をいうこととし、認定児等が入所している保育園で勤務する保育士、保育員、看護師、准看護師にのみ当該福祉業務手当を支給することで支給の根拠を明確にいたしました。 【令和 6年度監査結果】 職員の給与に関する条例第12条は、「職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが不可能であるか、又は困難若しくは不適当な事情があるときは、その特殊性に応じ特殊勤務手当を支給することができる。」とし、特殊勤務手当として、福祉業務手当が設けられている（同条例第12条の 2）。 同条例第12条の28第 1項によれば、「福祉業務手当は、職員が次の各号のいずれかに定める内容の業務に従事したときに支給する。」とされている。この業務のうち、「次のアからケまでのいずれかに掲げる業務を本務として行う職員の当該業務」とされ（第 1号）、「児童福祉法第 7条第 1項に規定する児童福祉施設のうち市長が定める施設における児童の指導又は養護等の業務」が掲げられている。 特殊勤務手当規則第24条第 1項によ		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	れば、上記の「市長が定める施設における児童の指導又は養護等の業務」は、「次に掲げる業務を本務として行う当該職員の業務とする。」とされ、「保育園における障害児保育を行う保育士、保育員、看護師又は准看護師の業務」が掲げられている（第 4号）。同号の手当は、日額 200円である（同条第10項）。 平成18年度の監査の結果によれば、名古屋市の公立保育所に勤務する全ての職員に対して、勤務日数に応じて特殊勤務手当が支給されていた。これを受けて、市は、対象とする保育園を認定児等が入所している保育園に限定して福祉業務手当を支給することにした。しかし、障害児保育に従事した職員を把握し、当該職員が障害児保育に従事した日数に応じた支給はしていなかった。 特殊勤務手当は、定められた「業務に従事したとき」に支給するものである。平成18年度の監査の結果は、この当然のことを指摘したものであるが、その措置はとられていなかった。 特殊勤務手当は、対象となる業務を本務とする職員が、当該業務に従事したことに対して、支給されなければならない。障害児のいる保育所に勤務する保育士・保育員の全員が障害児の保育をするとは限らないし、勤務した日の全てに障害児の保育に従事するとは限らない。看護師・准看護師についても、勤務した日の全てに障害児の看護に従事するとは思われない。 そもそも、現在の特殊勤務手当規則の定め方によれば、福祉業務手当は、「障害児保育を行う保育士、保育員、看護師又は准看護師の業務を本務として行う当該職員の業務に従事したとき」に支給することになっており、定め方が適切ではない。 特殊勤務手当第24条第 1項の柱書の「次に掲げる業務を本務として行う当該職員の業務とする。」を「次に掲げ		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	る業務とする。」に改正し、同項 4号を「保育所において保育士、保育員、看護師又は准看護師が行う障害児（名古屋市障害児保育指導委員会により障害児保育の対象であると認定された児童及び園長が認定児と同程度の心身の障害を有すると認める児童をいう。）の保育又は看護の業務」と改正した上で、障害児がいる保育所における全てではなく、障害児の保育又は看護の業務を本務とする職員が当該業務に従事した日数に応じて福祉業務手当を支給すべきである。 （子ども青少年局保育運営課）		
10-1	宗教施設の敷地に供されている土地について 【過去の監査結果（平成23年度）】 平成22年 1月20日最高裁判所大法廷判決の趣旨からすると、引き続き無償で第三者に占有されている状態を放置することは、政教分離原則に反しており違憲状態であると評価されてしまう可能性もあるため、適切な措置を施すべきである。 名古屋市においても、同様なケースが生じた際に、神社を管理する地縁団体に不法占拠された土地を購入してもらうことにより、政教分離の問題を解消したケースもあり、除却を依頼する他に、神社等の管理者に買取を依頼することも解決策の一つと考えられる。ただし、取得時の経緯を考慮すると、除却も買取も容易に実現するものとは思われないため、不法占拠状態の解決が図れない場合には、神社等の不法占拠により生じる政教分離の問題についてどのように対応するのか十分検討されたい。 【措置状況】 神社等の不法物件により生じる政教分離の問題については、除却による解	本件はご指摘にあるとおり、宗教施設の除却や施設所有者への土地の売却を実現するのは容易なことではなく、解決を図るには、宗教施設側との継続的な協議を始め、長期的な取組が必要になると考えております。 宗教施設の敷地に供されている土地については、施設毎の詳しい経緯や状況、利用実態等を調査するとともに、施設所有者等に対して、使用権原なく市有地に施設が設置されている事実を年 1回以上確認しております。 また、施設所有者等との合意が得られた施設については、随時覚書を締結しております。覚書では、使用権原の扱いが整理されることなく施設が存在しており、将来的に権原の扱いを整理する必要があるという両者の共通認識を確認したうえで、暫定的に日常的な維持管理上の区分を取り決めております。 このように市が継続的に働きかけを行うことが建替えの際の占拠解消になるなど、解決に繋がるものと考えており、実際に令和 6年 2月には 1件の宗教施設が自主撤去されました。 こうした取り組みを進めるとともに、今後も他都市の動向などを注視しながら調査・検討を行い、公園の適正管理に努めてまいります。	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	決が望ましいと考えており、占拠者に対して、年 1回以上の催告を行っているところです。 ただ、土地取得時の経緯等を考えると除却は非常に困難なため、財政担当部署とも連携して、過去のケース等も参考としつつ、解決方法について引き続き検討を行っていきます。（平成25年12月31日現在の状況） 【過去の監査結果（平成23年度）】 中村区A公園については平成16年 7月に、文書により催告をしたのを最後に、その後、催告を行っていない。同様に、中村区B公園についても社殿部分については、平成10年 7月に文書で催告した後は、催告は行われていない。 いずれの公園も、当該土地を取得した時点で既に神社が設置されており、特に中村区B公園については、神社及び周辺の土地を愛知県が寄付を受け公園とし、名古屋市へ移管されたもののことである。 両公園とも、このような歴史的経緯から、除却催告は止めたとのことであったが、前述のとおり、不法占拠にはさまざまな問題があるため、歴史的経緯を理由に催告を行わないことは適切だとはいえない。規程に定められた方針に基づき、適時適切な対応を行うべきである。 【措置状況】 両公園とも平成24年 8月10日に占拠者に対して、除却催告を行いました。今後も占拠者に対する催告を継続的に行っていきます。（平成25年12月31日現在の状況） 【令和 6年度監査結果】 (1) 令和 5年度の対応 緑地管理課は、各土木事務所長及び東山総合公園管理課長に対し、令和 5年 5月26日付の「公園内不法設置物件について（依頼）」と題する書面を送	(緑政土木局緑地管理課)	

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	付し、公園内の設置物件について、「都市公園内不法設置物件処理規程」に基づく除去催告を不法占拠者に行うことを求める一方で、社寺関連については、神社等所有者に対して確認願を出して確認書を提出してもらうとの対応を依頼していた。社寺関連について、「都市公園内不法設置物件処理規程」に基づくことなく、このような対応をしたのは、市が令和 2年 2月に実施した法律相談において、除却催告書による催告は信教の自由の侵害になる可能性があることが確認されたためであった。 対象となる社寺関連については、「都市公園内に存在する社寺等一覧」という別表を添付していた。この別表によると、以下のとおり、宗教施設の敷地に供されている土地が存在する。 これらの土地について、市は、いずれも普通財産ではなく、行政財産（公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産）として区分している。また、行政財産の使用許可の手続はとられていない。 （表 略） (2) 諏訪公園（中村区A公園）について 公有財産台帳によれば、中村区諏訪町 3丁目14番（公簿地積 2238.00㎡）の土地について、施設名称：諏訪公園、財産分類：公共用財産、用途：公園、所管地積 2238.01㎡、台帳価額：135,400円、取得年月日：1869年 1月 1日とされていた。かかる土地に諏訪神社が存在する。位置関係を略図で示すと次のとおりであった。なお、市は、諏訪公園を都市公園ではないとしているが、この点については後述する。 （表 略） 上記の緑地管理課からの依頼を受けて、中村土木事務所は、令和 5年 8月 17日、諏訪東町内会長及び諏訪西町内会長に対し、「貴殿所有の下記宗教施設は、当市所有の諏訪公園内に権原な		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	く設置されています。本件はこのことについて改めて認識いただくものです。」と記載された確認願を出し、両名から、「確認願のありました私の所有する下記宗教施設について、名古屋市所有の諏訪公園内に権原なく設置していることについて確認しました。」と記載された確認書の提出を受けていた。 (3) 中村公園（中村区B公園）について 公有財産台帳によれば、中村区中村町木下屋敷58番外83筆（公簿地積合計65,356.67㎡）の土地について、施設名称：中村公園、財産分類：公共用財産、用途：公園、所管地積合計65,379.48㎡、台帳価額：合計171,284,087円とされていた。なお、市は、中村公園を都市公園としている。 中村公園は、明治16年、地元有志が「豊公遺跡保存会」を設立し、豊臣秀吉を祀る豊國神社を創建したことから始まる。明治33年には「中村旧跡保存会」が設立され、豊臣秀吉誕生の遺跡を中心に土地を買い入れ、豊國神社の境内と併せて管理した。明治34年、これらの土地が愛知県の所管となり、中村公園が設置された。大正10年に中村が名古屋市西区に編入されたため、大正12年、中村公園は、名古屋市へ移管された。昭和24年に公園内に競輪場が建設されたが、昭和31年に都市公園法が制定され、競輪場と豊國神社は公園区域から除外された。 都市公園台帳の図面によれば、都市公園の区域は次のとおりであった。豊國神社の敷地部分は、「都市公園区域」と区別され、「その他の公園の区域（緑地所管）（平成21年 3月31日）」と記載されていた。 （図 略） 市は、平成28年 3月29日、豊國神社との間で、「中村公園内の豊國神社と名古屋市との維持管理等に関する協定書」を締結した。この協定書は、名古屋		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	屋市有地上に権原なく豊國神社が存することの両者の認識のもとに、除却対象である不法物件としてではない豊國神社のあり方を模索する過程において、暫定的に日常的な維持管理上の区分けを取り決めるものとのことであった。 (4) 平成23年監査の結果に対する措置 平成23年度の監査においては、土地が宗教施設の敷地に供されている状況について、平成22年の最高裁判決を踏まえ、政教分離原則に反するものとして違憲状態であると評価されてしまう可能性があるため、適切な措置を施すべきである、政教分離の問題についてどのように対応するのか十分検討されたいとの指摘がなされた。 これに対し、市は、毎年一回、除却を催告する文書を送付し続けたただけであった。その後、維持管理に関する協定・覚書を締結する公園もあったが、これは、あくまでも管理区分を明らかにするものにすぎなかった。確認願も、市所有の公園内に権原なく設置していることを確認させるものにすぎなかった。 また、名古屋市公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱第 3条第 1号及び第12条において「政治的又は宗教的用途に供する場合は、使用許可（貸付け）を行わないものとする。」とされており、担当局としては、対応が難しいとのことであった。 (5) 平成22年最高裁大法廷判決（S神社事件）後の各地の状況 平成22年最高裁大法廷判決（S神社事件）後、宗教施設の敷地に供されている土地について調査し、違憲状態を解消するための方策を検討している地方公共団体もある。なお、町内会に神社施設の敷地を無償譲与したことが政教分離原則に反しないと判示した平成22年 1月20日最高裁判所第大法廷判決（T神社事件）や、氏子総代長に神社施設の敷地を適正な賃料で賃貸することが政教分離原則に反しないと判示した平成24年 2月16日最高裁判所第 1小		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	法廷判決（S 神社事件の差戻上告審）がある。 「都市公園内に存在する社寺等一覧」に記載されている各々の土地について、当該宗教的施設の性格、当該運営主体の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地の用に供されるに至った経緯、当該土地利用の具体的態様、地域住民の認識、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、当該土地の利用提供行為が違憲状態かどうかの可能性を個別に検討するとともに、現況が違憲状態である場合には、売却、有償貸与、無償譲与といった違憲状態を解消するための方策について調査・検討すべきである。 （緑政土木局緑地管理課）		
10-2	諏訪公園の扱いについて 【令和 6 年度監査結果】 前述したように、市は、諏訪公園を都市公園としていない。 諏訪公園は、前述のとおり、昭和22年に区画整理で市が引き継いだものであるから、昭和22年から市が公園として管理しているといえる。 市は、昭和34年 4月 1日の告示（名古屋市告示第76号）において、「名古屋市都市公園条例第 3条の規定に基づき、本市に設置した都市公園の名称及び所在地を次の通り告示する。」として、「諏訪公園」を記載していた。なお、備考欄に「公園予定地」と記載していた。ところが、昭和35年 6月 1日（名古屋市告示第 100号）において、「名古屋市都市公園条例第 3条の規定に基づき、本市に設置した都市公園の名称及び所在地を次の通り告示する。」とし、昭和34年 4月 1日の告示（名古屋市告示第76号）を廃止した。昭和35年 6月 1日（名古屋市告示第 100号）においては、諏訪公園を記載していなかった。	今回のご指摘を受け、令和 7年 7月 16日付けで諏訪公園の都市公園告示を行い、都市公園として扱うようにいたしました。（緑政土木局緑地管理課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	市は、「都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置するものとする」（都市公園法第 2条の 2）を根拠にして、市が諏訪公園を都市公園として公告していないから都市公園ではないと考えている。 都市公園とは、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、及び、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地をいう（都市公園法第 2条第 1項）都市公園法は昭和31年から施行されたものであるところ、附則第 2項により、「この法律の施行の際、現に都市計画区域内において地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理している公園若しくは緑地又は都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理しているもの（国立公園計画等に基づいて設けられている国立公園法第 2条に規定する施設で公園又は緑地に該当するものを除く。以下「既設公園」という。）は、この法律の施行の日において、当該地方公共団体又は当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体が設置する都市公園となるものとする。」とされている。 諏訪公園は、昭和31年の時点で、既に市が公園として管理していたのであるから、附則第 2項により、市が設置する都市公園となったのである。 昭和51年に都市公園法が改正される以前は、「都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は公園管理者である地方公共団体の条例で定める」とされていたところ、昭和51年に都市公園法が改正され、「都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	事項を公告することにより設置するものとする」（第 2 条の 2）が追加された。この条文の追加により、改正後に新設される公園又は緑地については、本条に基づく公告がなされない限り、都市公園法にいう都市公園としては設置されないこととなった。これに対し、改正法の施行の際、現に地方公共団体が設置していた都市公園で、本条に基づく政令で定める事項が公告されていなかったものは、同改正法附則第 2 項の規定により、本条の規定にかかわらず、改正後の都市公園法に基づく都市公園となるものとされた。 諏訪公園は、昭和31年の都市公園法施行の日において都市公園となっていたのであるから、昭和51年の改正法の施行の際に公告がなされていなかったとしても、改正後の都市公園法に基づく都市公園となる。 以上から、市が諏訪公園を都市公園として公告していないから都市公園ではないという考えは誤りであり、諏訪公園を都市公園として扱うべきである。 (緑政土木局緑地管理課)		
13-3	天白区総務課における公印使用記録簿への記入方法について 【過去の監査結果（令和 3 年度）】 公印使用記録簿への記入方法について自動車臨時運行許可証の発行のために、公印を押印しているが、公印使用記録簿への記入は、業務終了後にまとめて行うという取扱いが実務上慣例化されていた。この点につき、公印使用記録簿の記入方法について総務局法制課に確認したところ、「公印規則第 3 条第 1 項において『原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得た後に公印使用記録簿（別記第 1 号様式）に必要事項を記載し、公印を押印しなければならない。』としている。このうち公印使用記録簿への必要事項の記	本件は、公印規則に則った事務が行われていなかったもので、公印使用の手続についての認識が不十分だったことが原因です。 今回の指摘を受け、公印使用記録簿への記載は実際の公印使用者が窓口対応の都度記載するよう、令和 6 年11月に文書供覧により課内関係職員に周知徹底し、改めました。 今後とも公印規則を遵守し、適正な事務執行に努めてまいります。 (天白区総務課)	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	載と公印の押印が一連の流れで行われている限り、これらの前後関係は問わない。」旨の回答を得た。 一連の流れとは、一連の動作としての公印使用記録簿への記入であり、合理的な事情により中断した場合でも、その事情が止み次第、速やかに手続を続行すべきものであると考える。 【措置状況】 本件は、公印規則に則した事務が行われていなかったもので、公印使用の手続についての認識が不十分だったことが原因でした。 今回の指摘を受け、許可証を発行する都度、公印の押印と公印使用記録簿への記入を一連の流れで行うよう、令和 3年10月 8日の朝礼にて係員全員に周知徹底し、改めました。 【令和 6年度監査結果】 担当課に対するヒアリングの結果によれば、自動車臨時運行許可証（いわゆる仮ナンバー）発行の際に押印する公印使用の際に記録する「公印使用記録簿」への記入時期については、一番遅くて、翌朝の始業前になることもあるとのことであった（この場合、記載される日付は使用した日であり、すなわち、バックデートしていることになる）。 この理由については、「公印使用記録簿」に記入する者は、実際に公印を使用する者ではなく、当該事務の担当者であり、その者の業務都合などを考えると、翌朝の始業前になってしまうとのことであった。 なお、名古屋市（総務局法制課）では、上記のとおり令和 3年の包括外部監査において「公印使用記録簿への記入」及び「公印の管理」についての指摘がなされていたことから、令和 4年 2月18日、各局に対して、公印使用記録簿の記載タイミングについて、「公印の押印と一連の流れで行ってください		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	い（合理的な事情により中断した場合でも、その事情がやみ次第、速やかに記載）。…包括外部監査の結果報告書で指摘されているように、業務終了後にまとめて記載すること等は認められておりません。」との周知・注意喚起がなされていた。 また、この周知・注意喚起に併せて、公印使用記録簿への記載タイミングに関する全庁的なアンケート調査が実施されていて、問題のある処理をしていた担当部局に対しては、対応の是正喚起がなされていた。もっとも、天白区総務課については、現状の運用について問題のある部局の対象には含まれていなかった。 公印使用記録簿への記載は、原則どおり、「公印の押印と一連の流れ」で行うべきである。仮に、業務の都合によりそれが困難であったとしても、遅くともその公印押印をした日の業務時間内には記録をすべきである。 (天白区総務課)		
14-1	「公会計」の導入について 【過去の監査結果（平成20年度）】 現在の運営では徴収できた金額の範囲内で食材を調達しているので、結果的に未納児童の給食費をその他の児童で負担しており不公平感を持つ。公会計で学校給食費を管理する場合には教員が管理回収業務に労力や時間を取られることが少なくなり、立替や他費の流用が起きない、法的手続きの原告は市町村であることに疑義がない等のメリットがある。公会計における処理を行われたい。 【対応状況】 どのような方式で実施すればより効果的で効率的な制度となるか、公会計化の方式や徴収体制や事務分担、シス	教育委員会では学校徴収金システムの導入に向けた調査を継続しており、学校給食費の公会計化につきましてもシステム稼働にあわせて早期に実現できるよう、必要な準備を引き続き検討してまいります。 (教育委員会学校保健課)	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	テム化にかかる費用対効果などを「学校徴収金検討委員会」を開催し、学校現場の意見や他都市の状況も調査しながら検討しています。 【過去の監査結果（平成21年度）】 昨年度の報告書では、学校給食費の公会計化は監査の意見として述べるに留めたが、以下の理由により公会計化は必要であると考え。 【措置状況】 法的関係の明確化を図れるよう、「学校徴収金検討委員会」を開催し、学校現場の意見や他都市の状況も調査しながら、学校給食費の公会計化の検討を進めています。 【令和 6年度監査結果】 教育委員会において検討した結果、公会計制度を採用する方向性となったが、予算編成過程で当該作業が一時中断した。 その後、教職員の働き方改革が契機となり、学校徴収金のシステム化を進めているとのことである。 この学校徴収金のシステム化が令和 9年度を目処に稼働する予定であること及び他都市でも公会計化を採用するようになってきていることから、教育委員会としてもこのシステムの稼働に合わせて公会計化を実施すべきであると考え、現在はシステムの仕様書を検討し、学校徴収金のシステム化や公会計化に向けて動いているところであるとのことである。 公会計化の必要性については、平成 20年及び21年当時から変わるものではない。また、文部科学省では、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、2019年 7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し当該ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知している。こ		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	うした状況を踏まえ、教育委員会においても公会計化への移行を進めているが、公会計化ができる限り早期に実現するよう、学校徴収金のシステム化など環境整備を確実に実施すべきである。 (教育委員会学校保健課)		
14-4	学校給食費の徴収について 【過去の監査結果（平成20年度）】 学校給食費の徴収問題は、給食に関する事務として教育委員会が管理執行権限を有する（地教法23条11号）。したがって、教育委員会は学校給食費の徴収が適切に行われるように各学校を指導すべき義務があるが、実際の監査を行ったA・F小学校において現に教員が立替えを行っていることが明らかになった。 しかし、教育委員会においては平成17年度の文科省調査で（財）事業団の作成したデータをそのまま使用し、平成18、19年度愛知県に提出したデータも（財）事業団に調査を依頼し、未納状況を正確に反映しているとは限らなかった。学校給食費の未納においては教育委員会において調査されたい。 【措置状況】 平成21年 3月 2日に教育委員会が現状を把握するため、学校徴収金の実態調査を実施しました。 【令和 6年度監査結果】 平成20年の監査報告書では、名古屋市では、「私会計」で学校給食費を管理していると記載された上で、①教員に管理回収について多大な労力をかけさせストレスを与える、②立替えや他費の流用が起こりやすくなる、③未納が多額になった場合、填補がないので給食の質や量を落とさざるをえなくなる、④法的手続を利用して回収する場	教育委員会では学校徴収金システムの導入に向けた調査を継続しており、学校給食費の公会計化につきましてもシステム稼働にあわせて早期に実現できるように、必要な準備を引き続き検討してまいります。 (教育委員会学校保健課)	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	合の主体に問題があるなど、難点が存在すると記載されている。 他方、「公会計」で学校給食費を管理する場合、①教員が管理回収業務に労力や時間をとられることが少なくなる、②立替えや他費の流用がおきない、③未納があっても填補されるので、質や量をおとさず給食を実施できる、④「公会計」であれば、法的手続をする場合の原告は市町村であることに疑いはないなどメリットがあると記載されている。 この点、ヒアリングでは、学校給食費の未納状況については、年度始めに全校分を確認し、年間の徴収を適切に行っていたか、徴収金額に不自然なところはないか把握するように努めているとのことであった。 もっとも、令和 5年に西区の小学校において、学校事務職員が学校給食費を立替え払いした事例が、同職員の異動を契機に発覚した。 当該事象が発生したことから、市では令和 5年 6月に「就学援助及び給食会計事務にかかる適切な事務の実施について」と題する書面を配布し、再発防止策として、領収書や補助金口座の確認、就学援助関係書類の保存を徹底するよう、注意喚起を行っている。 また、毎年実施している学校事務センターにおいて巡回指導を行うに際して学校給食費や就学支援金に対する指導を追加で実施するようになったとのことである。 ヒアリングでは令和 5年に西区の小学校で発生した事例について、徴収すべき世帯に徴収を伝えることができず、また、徴収すべきでない世帯から徴収を一定期間継続するとともに、差額を自ら立て替えて支払っていた事実からすると、「私会計」で学校給食費を管理する場合の難点である①教員に管理回収について多大な労力をかけさせストレスを与える、②立替えや他費の流用が起りやすくなるとの点が顕在化		

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	した事例であると思料されるため、早期の公会計化が必要である。教育委員会において公会計に移行する方向で進めている以上、公会計化ができる限り早期に実現するよう、学校徴収金のシステム化など環境整備を確実に実施すべきである。 （教育委員会学校保健課）		